



山陽小野田市消費生活センター便り



◆消費相談事例

(相談内容①)

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。内容は、総合消費料金が未納となっており、連絡がない場合は、給料の差し押さえなどを行うというものだった。身に覚えがないが、どうすればよいか。

ハガキ裏面

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)332 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

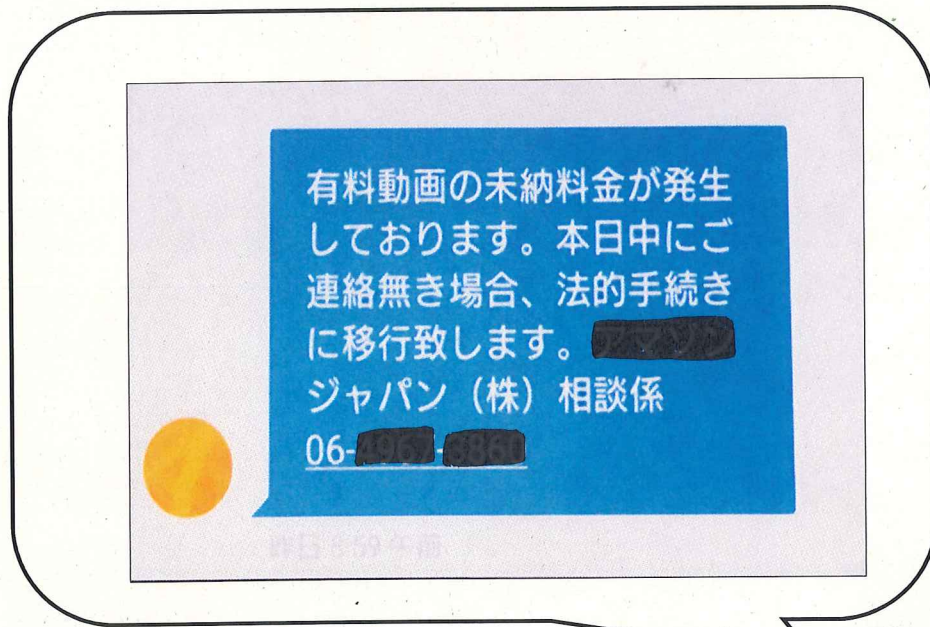
※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関●丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●-●●●●
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

裏面に続きます

(相談内容②)

「有料動画の未納料金が発生している」というメールが携帯電話に届いた。本日中に連絡がない場合は、法的手続きに移行すると書かれていた。身に覚えがないが、どうすればよいか。



相談内容①②の対処方法

何の根拠もなく無差別にハガキやメールを送りつけているものです。このような架空請求が届いても、相手に連絡をしないでください。連絡を取ると、相手に電話番号などの個人情報を知られてしまい、執拗な請求を受けたりする危険性があります。届いたハガキが架空請求かどうかの判断に困ったときは、消費生活センターにご相談ください。脅迫めいた取立てを受けた場合は、警察署へ連絡してください。

消費生活相談は

山陽小野田市消費生活センター

山陽小野田市日の出 1-1-1

山陽小野田市役所 1階 生活安全課内

TEL 0836-82-1139